

安全衛生対策に関わる項目一覧(議論用)

※項目については、「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説・作成要領検討結果報告書、第1回検討会で頂いたご意見から作成

区分 ◎:法令(努力規定は斜体文字) ○:ガイドライン等 △:望ましい項目

「法令条文、ガイドライン名 等」については精査中であり今後追記・修正する。

経費の費目		区分	委員	法令条文、ガイドライン名 等
労務費	労務費(安全管理費用区分資機材の設置・維持・解体に必要な費用)			
	■ 労務費(項目ごと)(うち社会保険個人負担に係る費用)		○	
直接工事費	1 足場			
	① 枠組足場、単管足場、吊足場等	◎		安衛則518(作業床の設置等)、559~575(足場)
	○ くさび緊結式足場		○	
	○ 張り出し足場		○	
	○ 移動昇降式足場		○	
	○ 工事用ゴンドラ		○	
	○ その他の足場		○	
	2 支保工			
	① 型枠支保工	◎		安衛則237~247(型枠支保工)
	② 橋梁架設等支保工	◎		安衛則237~247(型枠支保工)
	○ パイプサポート支保工		○	土止め先行工法に関するガイドラインの策定について(基発第1217001号)
	○ システム支保工		○	
	○ 重量支保工		○	
	○ ペント		○	
	3 土留め			
	① 仮締め切り(シートパイル、親杭横矢板、連壁)、鋼管パイル	◎		安衛則361(地山の崩壊等による危険の防止)、368~375(土止め支保工)
	4 土留め支保工			
	① 切梁	◎		安衛則361(地山の崩壊等による危険の防止)、368~375(土止め支保工)
	② 腹起(裏込めコン含む)・アースアンカー	◎		安衛則361(地山の崩壊等による危険の防止)、368~375(土止め支保工)
	5 作業構台・吊り構台			
	① 乗入構台	◎		安衛則575の2~575の8(作業構台)
	② 荷受構台	◎		安衛則575の2~575の8(作業構台)
	③ 作業構台	◎		安衛則575の2~575の8(作業構台)
	④ 揚重設備(リフト、EV、ウインチ、クレーン)		○	
	■ 手すり先行工法による二段手すりと幅木の設置		○	
	■ 屋根工事用足場		○	
	■ 斜面・法面工事用仮設設備		○	
	■ 架設通路		○	
	■ 資材パレット		○	
	(以下リース・レンタル関連)			
	■ 足場等基本料(リース・レンタル関連)		○	
	■ 足場等整備費(リース・レンタル関連)		○	
	■ 足場等修理費(リース・レンタル関連)		○	
	■ 減失費(リース・レンタル関連)		○	
	■ 損料(リース・レンタル関連)		○	
	■ 運搬費(リース・レンタル関連)		○	
	■ 仮設工事に関する計画・施工図等		○	
	○ 足場・支保工・ペント・作業構台・架設通路・擁壁・その他の配置・計画・組立施工図及び強度計算書の作成		○	
	○ 法88条による計画届出書類の作成		○	
	■ 作業主任者の配置、立会に要する費用項目		○	
	○ 足場組立等の作業主任者による監視等		○	
	○ 型枠支保工の組立作業主任者による直接指揮等口		○	
	○ 地山掘削作業主任者による直接指揮等		○	
	○ 土止め支保工作業主任者による直接指揮等		○	
	○ 安全衛生推進者の配置		○	
	■ 安全点検に要する費用項目		○	
	仮設物安全点検費			
各工種(1.足場 2.作業構台 3.架設通路 4.型枠支保工 5.土止め支保工)				
○ i 注文者(元請)による組立・解体・変更後の使用前点検		○		
ii 事業者による組立・解体・変更後の使用前点検				
iii 使用者による日々の点検				
iv 打設前点検				
○ 機材別チェックリスト		○		
○ 点検表掲示板		○		
ゴンドラ				
○ i 月例点検		○		
ii 突梁検査				

■大項目「直接工事費」の費目すべてを削除

1	調査費用			
	① 埋設物調査試掘他	◎		安衛則355(作業箇所の調査)、379(調査及び記録)、公衆災害防止対策要綱(土木)
	○ 架空電線、電柱等地上物調査		○	
	○ 杭、地下工事と近隣井戸等調査		○	
	○ 電波障害調査		○	
	○ 地質調査費		○	
2	交通規制に要する費用			
	① ガードマン(保安員・交通整理員)	○		公衆災害防止対策要綱(土木)、公衆災害防止対策要綱(建築)警備業法 2
	規制車	○		
	② i 工事用照明灯		○	公衆災害防止対策要綱(土木)、道路工事保安施設設置基準
	ii 保安灯			
	③ クッションドラム	○		道路工事保安施設設置基準
	④ カラーコーン・コーンバー	○		道路工事保安施設設置基準
	⑤ バリケード(A型、B型、単管、形鋼台)	○		道路工事保安施設設置基準
	⑥ 工事中表示板(内照式)	○		道路工事保安施設設置基準
	⑦ 回転灯	○		道路工事保安施設設置基準
	⑧ 規制標示看板・道路占有表示板・道路使用標示板	○		道路工事保安施設設置基準
	⑨ 標示板	○		道路工事保安施設設置基準
	○ 立入禁止措置材設置		○	
	○ お知らせチラシ		○	
	○ 信号機		○	道路工事保安施設設置基準
3	監視連絡等に要する費用			
	① 列車見張員等有資格者	◎		営業船近接工事保安関係標準示方書
	② 誘導者	◎		安衛則151の6(転落等の防止)151の7(接触の防止)157(転落等の防止等)158(接触の防止)194の20(作業床への搭乗制限等)224(車両の後押し運転時における措置)365(誘導者の配置)388(準用)416(誘導者の配置等)
	③ 監視人	◎		安衛則205(車両と側壁等との間隔)339(停電作業を行なう場合の措置)345(特別高圧活線近接作業)349(工作物の建設等の作業を行なう場合の感電の防止)413(運搬機械等の進行の経路等)414(運行の経路上での作業の禁止)536(高所からの物体投下による危険の防止)550(通路と交わる軌道)554(軌道内等の作業における監視の措置)酸欠則13(監視人等)クレーン規30(並置クレーンの修理等の作業)
	④ 作業指揮者	◎		安衛則 151の4(作業指揮者)194の10(作業指揮者)529(建築物等の組立て、解体又は変更の作業)539の6(作業指揮者)592の6(作業指揮者)他
	⑤ 連絡員(潜水)等の配置	◎		高圧則21、36
	⑥ 構内電話	◎		安衛則377(潜函等の内部における作業)389の9(警報設備等)
	⑦ 無線機(クレーン合図)	◎		クレーン則25(運転の合図)71(運転の合図)
	⑧ 作業主任者の配置	◎		安衛則 16(作業主任者の選任)264(型枠支保工の組立て等作業主任者の選任)314(ガス溶接作業主任者の選任)321(コンクリート破砕器作業主任者の選任)359(地山の掘削作業主任者の選任)374(土止め支保工作業主任者の選任)383(ずい道等の掘削等作業主任者の選任)403(採石のための掘削作業主任者の選任)517の4(建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者の選任)517の8(鋼橋架設等作業主任者の選任)517の12(木造建築物の組立て等作業主任者の選任)517の17(コンクリート造の工作物の解体等作業主任者の選任)517の23(コンクリート橋架設等作業主任者の選任)565(足場の組立て等作業主任者の選任)
	⑨ 安全衛生管理者の配置	◎		安衛法4(衛生管理者の選任)7(衛生管理者の選任)12の2(安全衛生推進者等を選任すべき事業場)12の3(安全衛生推進者等の選任)
4	安全意識、注意喚起に要する費用			
	① 各種注意看板標識(立入禁止・開口部分・看板、トラテープ、トラロープ、音声案内装置)	◎		安衛則128(立入禁止)、288(立入禁止等)他
	② 安全掲示板	◎		安衛法 101(法令等の周知)安衛則 18(作業主任者の氏名等の周知)98の2(法令等の周知の方法)他
	③ 安全旗・衛生旗	△		JIS Z 9101(安全色及び安全標識-産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則)
	④ 安全衛生フリップ・腕章	△		JIS Z 9101(安全色及び安全標識-産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則)
	⑤ ポスター	△		
	⑥ のぼり・垂れ幕	△		
	○ 朝礼		○	
	○ 作業前打合せ		○	
	○ 安全大会等		○	
5	保護具類			
	① 保護帽	◎		安衛則151の52(保護帽の着用)151の74(保護帽の着用)194の7(保護帽の着用)366(保護帽の着用)412(保護帽の着用)435、517の10(保護帽の着用)517の19(保護帽の着用)517の24(保護帽の着用)539(保護帽の着用)539の8(保護帽の着用)
	② 保護めがね	◎		安衛則312(アセチレン溶接装置の管理等)313(ガス集合溶接装置の管理等)325(強烈な光線を発散する場所)592の5(保護具)
	③ 防じんマスク(電動ファン付き呼吸用保護具)	◎		じん肺法5(予防)、粉じん規27(呼吸用保護具の使用)石綿規10、14、44(呼吸用保護具)除染規16(保護具)
	○ 防毒マスク		○	廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱有機溶剤中毒予防規則33(送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用)
	○ 送気マスク		○	酸欠則5の2(保護具の使用等)
	⑥ 耳栓	◎		安衛則595(騒音障害防止用の保護具)、騒音障害防止のためのガイドライン
	⑦ 墜落制止用器具(胴ベルト型、ハーネス型)	◎		安衛則194の22(安全帯等の使用)518(作業床の設置等)519、520、539の7(安全帯の使用)552(架設通路)563(作業床)564(足場の組立て等の作業)575の6(作業構台についての措置)クレーン規27、73、ゴンドラ規17(安全帯等)酸欠則6(安全帯等)安衛則194の22、518、519、520、564、クレーン則27、73、ゴンドラ則17、酸欠則6
	⑧ 防振手袋	○		チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針
	⑨ 保護手袋(軍手・皮手・ゴム手)	◎		安衛則 312(アセチレン溶接装置の管理等)313(ガス集合溶接装置の管理等)594(皮膚障害等防止用の保護具)
	⑩ 安全靴(甲プロテクター)	◎		安衛則558(安全靴等の使用)
	⑪ 防護服	◎		安衛則592の5(保護具)、除染則16(保護具)
	⑫ 救命胴衣	○		廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱
	⑬ 溶接用保護面	◎		土木工事安全施工技術指針
	○ 安全チョッキ		○	安衛則325(強烈な光線を発散する場所)
	○ AED		○	
	○ その他保護具	◎	○	安衛則 598(専用の保護具等)

6 その他			
① 血圧測定器	△		
② 職長保護帽	△		
③ ヘルパンド(識別カバー)	△		
④ KYボード	○		元方事業者による建設現場安全管理指針
⑤ 職長会ボード	○		元方事業者による建設現場安全管理指針
⑥ ラジオ体操CD	△		
○ スピーカー、拡声器、ハンドマイク、笛、朝礼台		○	

区分 ◎:法令(努力規定は斜体文字) ○:ガイドライン等 △:望ましい項目

経費の費目	区分	委員	法令条文、ガイドライン名 等
1 墜落飛来落下災害防止設備			
① 手摺(単管パイプ、クランプ、スタンション)	◎		安衛則 519(開口部等の囲い等)552(架設通路)563(作業床)575(作業構台についての措置)
② 開口部養生	◎		安衛則519(作業床の端等)
③ 幅木	◎		安衛則563(作業床)
④ 落下防護ネット	◎		安衛則518(作業床の設置等)、519(作業床の端等)
⑤ 小幡ネット	◎		安衛則518(作業床の設置等)、519(作業床の端等)
○ メッシュシート		○	安衛則 563(作業床)JISA8952、仮設工業会認定基準、手すり先行工法によるガイドライン(平成21.4.24 基発0424001)
○ 建設工事用垂直ネット		○	JISA8960、仮設工業会認定基準
⑧ リトラクタ式墜落阻止器具 (ライフライン、等)	△		安衛則 521(安全帯等の取付設備等)526(昇降するための設備の設置等)552(架設通路)563(作業床)564(足場の組立て等の作業)575(作業構台についての措置)
⑨ 親綱・親綱支柱	◎		安衛則 521(安全帯等の取付設備等)526(昇降するための設備の設置等)552(架設通路)563(作業床)564(足場の組立て等の作業)575(作業構台についての措置)
⑩ 建築工事用エレベーター部踊り場ゲート	◎		安衛則519
⑪ 各所点検通路(支保工上他)	◎		安衛則540(通路)
⑫ 安全通路	◎		安衛則540(通路)
⑬ 揚重揚吊具(ワイヤ、クランプ、チェーン、ロープ、ボックス、布袋等)	◎		安衛令 13条3項11号(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等)[別表8の6] ゴンドラ則22(作業開始前の点検)
○ 安全ネット		○	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例:建設省河川局砂防部監修(H19.9) 安衛則 361 土止め先行工法に関するガイドラインの策定について(基発第1217001号)
○ 金網類水平張り		○	
○ 鉄筋足場		○	
○ 型枠組立足場		○	
○ 吊り網・吊り袋・パレット		○	
○ 軌道防護柵、道路防護柵、歩道防護柵		○	
○ 緊結金具(クランプ等)		○	安衛令 13条3項11号(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等)[別表8の6]ゴンドラ則22(作業開始前の点検)
○ 落石防護ネット		○	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例:建設省河川局砂防部監修(H19.9)
○ 防護網		○	安衛則 361 土止め先行工法に関するガイドラインの策定について(基発第1217001号)
2 作業床に関する設備			
① 移動式足場	◎		安衛則 518(作業床の設置等)570(鋼管足場)移動式足場の安全基準に関する技術上の指針(昭50.10.18 技術上の指針公示6号) 安衛令 13条3項11号(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等)[別表8の3]
② 可搬式作業台	◎		安衛則518(作業床の設置等)、建築工事安全施工技術指針
③ 高所作業車	◎		安衛則 194の11(転落等の防止)194の22(安全帯等の使用)518(作業床の設置等)
④ 脚立・立馬・作業台・はしご	◎		安衛則528(脚立)、563(作業床)、建築工事安全施工技術指針
⑤ 足場板・結束バンド、番線、バインド線、針金	◎		安衛則563(作業床)、建築工事安全施工技術指針
3 公衆災害に要する費用			
① 仮囲い(万能板、フラットパネル、シートゲート他)	○		建築基準法施工令 136の2の20、公害災害防止対策推進要綱(土木・建築)
② 建築工事落下防護(朝顔)	◎		建築基準法施工令 136の5、建築工事現場における落下物による危害を防止するための措置の基準(昭39.1.27 建設省告示91号)
③ 防音シート	◎		騒音規制法14、15
④ 防音パネル	◎		騒音規制法14、15
⑤ 現場出入り口のゲート、外灯、カーブミラー	○		公衆災害防止対策要綱(土木)、公衆災害防止対策要綱(建築)
○ 危険物仮囲い		○	
○ 垂直養生ネット		○	
○ 防じん用シート		○	
○ 金網類垂直張り		○	
○ 夜間照明	○		公衆災害防止対策要綱(土木)、公衆災害防止対策要綱(建築)
4 警報設備			
① 土石流・洪水等の警報システム	◎		安衛則575の14(警報用の設備)
② 異常温度の自動警報装置(潜函)	◎		高圧則7の2(異常温度の自動警報装置)
③ ベル	◎		安衛則389の9(警報設備等)、575の14(警報用の設備)
④ サイレン等警報装置(ずい道)	◎		安衛則389の9(警報設備等)
⑤ 風力計	△		安衛則 171の6(立入禁止等)245(型枠支保工の組立て等の作業)483(悪天候時の作業禁止) 496(悪天候時の作業禁止)522(悪天候時の作業中止)564(足場の組立て等の作業) 575の7(作業構台の組立て等の作業)
⑥ 雨量計	△		安衛則 171の6(立入禁止等)245(型枠支保工の組立て等の作業)483(悪天候時の作業禁止) 496(悪天候時の作業禁止)522(悪天候時の作業中止)564(足場の組立て等の作業) 575の7(作業構台の組立て等の作業)
⑦ 車両系建築機械のバックセンサー等	△		
⑧ 沈下計	○		土木工事安全施工技術指針
⑨ 傾斜計	○		土木工事安全施工技術指針
⑩ 土圧計	○		土木工事安全施工技術指針
○ 仮設階段		○	
○ メガホン		○	

仮設費
(共通仮設費)

○ マイク		○	
○ 放送設備		○	
○ 軌道計測器、路盤(道路)変位計		○	
○ 土砂崩壊危険検出システム	○	○	土木工事安全衛生技術指針、斜面崩壊による労働災害防止対策に関するガイドライン
○ トンネル切羽変位計測計	○	○	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン
5 避難用設備			
① 避難誘導灯	◎		安衛則549(避難用の出入口等の表示等)
② 発破時の避難所	◎		安衛則321(退避)
③ 避難用器具(空気呼吸器、携帯用照明、避難はしご、ロープ等)	◎		安衛則389の10(避難用器具)
6 作業環境			
① 換気設備(送風機、排気ダクト等)	◎		安衛則577(ガス等の発散の抑制等)、602(坑内の通気設備)、酸欠則5(換気)、有機則5(第一種有機溶剤等又は第二種有機溶剤等に係る設備)、石綿則12
② 排気設備	◎		安衛則 579(排気処理)
③ 空気清浄設備(潜函)	◎		高圧則5(空気清浄装置)
④ ガス抜き等の措置(ずい道)(トンネル)	◎		安衛則389の2の2(ガス抜き等の措置)
○ 防音設備	◎	○	安衛則584(騒音の伝波の防止)
○ 放射能測定器	○	○	除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン
	○	○	特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン
	○	○	事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン
⑦ 各種環境測定器(酸素濃度他)(酸素濃度計、騒音計、温・湿度計)	◎		安衛則382の2(可燃性ガス濃度の測定等)、592、603、612、酸欠則3(作業環境測定)
⑧ 排気管	◎		高圧則6(排気管)
⑨ 圧力計(高圧室内)	◎		高圧則7(圧力計)
⑩ 照明器具・電気設備(投光器、ハルーン照明、スズラン灯、埋込照明、敷地内外灯)、(分電盤、キュービクル、電柱、発電機、電ドラム)	◎		安衛則 367(照度の保持)406(照度の保持)434(照度の保持)523(照度の保持)604(照度)
○ 熱中症対策設備(製氷器、冷水器、冷蔵庫、クーラー、塩飴等、うちわ、扇子、扇風機、WBGT器)	○	○	職場における熱中症の予防について(平21.6.19 基発第0619001号)
⑫ 給排水設備(高圧洗浄機、水道管、下水管)	◎		安衛則627(給水)、630(食堂及び炊事場)、事務所則13(給水)、14(排水)
○ 更衣・洗身設備(石綿、除染)		○	石綿則 31(洗浄設備)
⑭ 休憩室・仮眠設備(休憩室、トイレ、洗面所、鏡、更衣室、仮宿舍、保健室等)	◎		安衛則613.614(休憩設備)、事務所則19(休憩の設備)、20(睡眠又は仮眠の設備)
⑮ 洗面設備			事務所則 18(洗面設備等)
・快速職場設備等	◎	◎	安衛法71の2(快適な職場形成のための措置)
i トイレ(女子用含む)、シャワー様式便座、給湯器、洗面所、暖房器具、机、椅子、ガードマンBOX、フラワーポット、描画付き仮面、清掃用具類(ゴミ置場、箒、ガラ袋、ビニールホース等)、産廃費			
ii ロッカールーム			
⑯ iii 食堂		○	
iv 売店			
v 花壇			
vi シャワー室			
vii 避難所			
viii その他の作業の快適環境に資する施設・設備			
⑰ 重機クレーン作業範囲規制装置	◎		安衛則158(車両系建設機械接触の防止)、クレーン則74(立入禁止)
○ 空調設備		○	
○ 分別ごみ処理施設		○	
○ 荷揚げ設備用備品(リフト・固定式クレーンに伴う安全備品等)		○	
○ 吹流し		○	
○ db測定器	◎	○	安衛則 590(騒音の測定等)591(騒音の測定)
7 昇降設備			
① 坑内はしご道で巻き上げ装置との隔壁	◎		安衛則557(坑内に設けた通路等)
② 階段	◎		安衛則526(昇降するための設備の設置等)552(架設通路)
③ はしご道	◎		安衛則526(昇降するための設備の設置等)
○ 架設通路、移動梯子		○	
8 火災防止			
① 消火器	◎		安衛則289(消火設備)、291(火気使用場所の火災防止)、389の5(消火設備)
② 防災シート、消化バケツ、スバダシート	◎		安衛則290(防火措置)
○ 火災報知機		○	
○ 有機溶剤保管設備	◎	○	安衛則641(有機溶剤等の容器の集積箇所の統一)、有機則35(有機溶剤の貯蔵)
9 倉庫、材料保管等に関する費用			
① 火薬庫など	◎		火薬取締法12、12の2、13、14(火薬庫)
○ 型枠加工場、左官練り場等		○	
○ ガスボンベ置場、玉掛ワイヤ置場、仮設資材倉庫		○	
10 その他			
① 重機移動用敷き鉄板	◎		安衛則157(転落等の防止等)
② 鉄筋養生キャップ	○		建築工事安全施工技術指針
③ 単管、クランプ防護カバー、クランプ、端末危険部位防護カバー	△		
④ リンクプレート	◎		安衛則157(転落等の防止等)
⑤ リン木(台木、枕木)	○		玉掛け作業の安全に係わるガイドライン
⑥ 車止め(車輪止め)	◎		安衛則160(運転位置から離れる場合の措置)
⑦ 仮設材運搬費(小運搬)	◎		法令で規定された資機材を現場へ搬入する費用
○ 運搬・保管用パレット		○	
○ 重機用エスカルバー、ブルーシート、土嚢袋、砂、歩行者用敷きマット、薬品箱、担架、AED		○	

経費の費目	区分	委員	法令条文、ガイドライン名 等
1 新規入場者教育、送り出し教育	○		元方事業者による建設現場安全管理指針
2 クレーン、移動式クレーンの免許、技能講習、特別教育	◎		クレーン則213(クレーン・デリック運転士免許)、219(移動式クレーン運転士免許)
3 玉掛技能講習	◎		安衛令20(就業制限に係る業務)
4 高所作業車運転技能講習	◎		安衛令20(就業制限に係る業務)
5 その他の車両系建設機械運転技能講習	◎		安衛令20(就業制限に係る業務)
6 足場組立、型枠支保工組立等の作業主任者技能講習	◎		安衛令6(作業主任者を選任すべき作業)
■ 作業主任者技能講習	◎	○	安衛法 14(作業主任者)安衛令 6(就業制限に係る業務)他
■ 特別教育	◎	○	安衛則 36(特別教育を必要とする業務)
9 その他の免許、技能講習、特別教育	◎		安衛令20他
10 建設作業従事者教育(半日教育、6時間教育)	△		
11 職長教育	◎		安衛法60
■ 職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育			
13 すい道救護・避難・消火訓練	◎		安衛則389の11(避難等の訓練)
14 リスクアセスメント教育	◎		安衛法28の2(事業者の行うべき調査等)
15 安全衛生協議会	◎		安衛則635(協議組織の設置及び運営)
16 職長会費用	○		元方事業者による建設現場安全管理指針(職長会)
17 安全標語、ポスター募集費	△		
18 安全表彰、安全祈願祭費用	△		
■ 小型移動式クレーン運転技能講習		○	
■ 土止め支保工組立等作業主任者技能講習		○	
■ 除染等業務特別教育		○	
■ 木材加工用機械作業主任者		○	
■ クレーン運転特別教育		○	
■ 足場組立て等作業主任者		○	
■ 足場組立て等作業従事者特別教育		○	
■ 酸素欠乏危険作業主任者		○	
■ 酸素危険作業特別教育		○	
■ ゴンドラ取扱業務特別教育		○	
■ 十分な知識・経験を有する者による安全点検資格取得		○	
○ 足場の作業主任者能力向上教育		○	
○ 労働安全コンサルタント等		○	
○ 計画作成参加者		○	
○ 仮設安全監理者		○	
○ 施工管理者等のための足場点検実務研修		○	
■ 安全協議会費用		○	
■ 「墜落制止用器具」「ロープ高所作業」特別教育		○	
■ キャリアアップシステム導入費、安全パトロール経費(元請、関係請負人)、足場組立解体等特別教育、ハーネス型特別教育		○	
1 健康保険、労災保険事業者負担	◎		健康保険法161,162、労災保険法
2 健康診断費用(一般、特殊健診)	◎		安衛法66(健康診断)
3 法定外労災補償、保険料	△		
4 建退共証紙代	△		
5 労災保険料	◎		労災保険法
6 工事保険料	△		
■ 上乗せ保険		○	
■ 一人親方労災保険		○	
■ 健康保険、労働保険事業者負担を削除意見あり		○	
■ 大項目「社会保険等」を「保険等」に修正		○	
当疾病・業に特化した			
1 熱中症対策にかかる安全経費(水筒、熱中症飴等)	○		職場における熱中症の予防について(平21.6.19 基発第0619001号)
2 粉じん、石棉等の障害対策	◎		粉じん則、石棉則
3 酸欠、一酸化炭素中毒等の予防対策	◎		酸欠則 3(作業環境測定等)4(測定器具)5(換気)5の2(保護具の使用等)6(安全帯等)
4 有機溶剤等による疾病	◎		有機則 5(第一種有機溶剤等又は第二種有機溶剤等に係る設備)6
5 その他の疾病・衛生対策	◎		安衛則576(有害要因の除去)
① 分煙対策経費(換気扇・間仕切り)	◎		安衛法68の2(受動喫煙の防止)
当健康業(危険有害防止)の			
■ 危険有害業務の健康障害防止		○	
○ 粉じん、石棉	◎	○	
○ 酸欠・一酸化炭素中毒	◎	○	
○ 有機溶剤、特定化学物質	◎	○	
○ 電離放射線	◎	○	
○ 熱中症	◎	○	
○ その他(騒音、暑熱、寒冷等)	◎	○	
■ 応急処置・緊急時対応		○	
○ 救急用具:担架、包帯、消毒等	◎	○	
○ 感染症:手指消毒、マスク、加湿器	◎	○	
■ 安全衛生教育(配置前)		○	
■ 健康診断(特殊健診、特定業務、配置前)		◎	
■ 健康相談や医師の面接指導		○	
■ (長時間労働者、高ストレス者、体調不良者)		◎	
定期的な健康確保			
■ 一般定期健康診断		○	
■ 健診事後措置(保健指導、医師の意見聴取)		○	
■ 産業医選任		○	
■ 職場巡視(衛生管理者、産業医)		○	
■ 受動喫煙防止対策		○	
■ メンタルヘルス対策費用		△	
■ 健康の保持増進対策(健康づくり)		○	
その他			
■ リスクアセスメントによる安全衛生対策費		○	
■ 埋設管防護費、架空線防護費、軟弱地盤補強費、過積載防止費(車両重量計)、移動電線路上防護費、タイヤ洗浄装置		○	
■ 建設業労働安全衛生マネジメントシステム構築費(注2)		○	
■ リスクアセスメント作業手順書作成・運用費		○	
■ 建設現場におけるメンタルヘルス対策等経費(注3)		○	
■ 働きやすい労働環境への改善費用		△	